



いろはとかえでの けんぽ相談室



協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター
健康いろは & 健康かえで

病気やケガで

仕事を休んだときの生活保障

傷病手当金 編

Q1.

病気になり、会社を休むことになりました。その間、給与を受けられないのですが、健康保険からの給付はありますか？

申請により、最長1年6か月間、**傷病手当金を受け取ることができます。**

(対象は被保険者のみ)



Q2.

傷病手当金の申請をしたいのですが、何をしたらいいのでしょうか？

「傷病手当金支給申請書」を記入して、協会けんぽに提出しましょう。

申請書は全部で4ページ。本人、会社、療養担当者(医師等)が記入します。

出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。

Q3.

賃金台帳を添付したのに、事業主証明の不備で申請書を返戻されたのはなぜですか？

出勤簿・賃金台帳等の添付書類については審査を行いません。計算方法等は、事業主証明欄にご記入をお願いします。

Q4.

傷病手当金を受給していましたが、病状が改善したので、職場復帰しました。しかし、最近体調が悪化し、また休むことになりそうです。

前回と同じ病気なのですが、傷病手当金を再度受給することはできるのでしょうか？



支給開始日から通算1年6か月以内であれば、受給できます。

(2022年1月1日付制度改正)

Q5.

病気で会社を休み、無給の日が数日間ありました。

傷病手当金の対象になりますか？

4日以上休んでいれば、受給できる可能性があります。

具体的には、**3日間連続(有給休暇、公休日、祝日含む)のお休みが必要で、4日目から受給の対象になります。**

Q6.

傷病手当金を申請したいのですが、途中で転院したため、転院先の初診日からしか証明してもらえませんでした。

証明がない期間の傷病手当金はどうなりますか？

医師の労務不能の証明がない期間は、傷病手当金を受給できません。

転院前の病院で、労務不能の証明をもらってください。

申請のときは、4ページ目(療養担当者記入用)を、転院前と転院後の2枚をつけて提出してください。



Q7.

仕事中にケガをしてしまい、会社を休むことになりました。傷病手当金を受給することはできますか？

仕事中、通勤中に生じた病気やケガは傷病手当金の対象外です。

労災、通勤災害の対象になりますので、会社や労働基準監督署に相談しましょう。

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

傷病手当金

傷病手当金とは、被保険者（任意継続被保険者を除く）の方が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

支給条件 次の、①～④を満たすとき、支給されます。

- ① 病気・ケガの療養のため、休業していること
- ② 仕事につけないこと（労務不能）
- ③ 4日以上仕事を休むこと
（最初の3日間は連続して休むこと〔待期期間〕）
※待期期間には、有給休暇・公休日・祝日を含みます。
なお、待期期間について傷病手当金は支給されません。
- ④ 給料を受けられないこと
（給料を受けていても傷病手当金の額より少ない場合は、差額を受けることができます）

待期3日の
考え方は右図
のとおり



◆待期が完成しない場合◆

休 出 休 休 出 出 休 出 休 休

◆待期が完成する場合◆

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金支給

休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金支給

注意

- 同一の傷病に対する障害厚生年金または障害手当金、もしくは資格喪失後に退職後の老齢年金を受給している場合は、年金額と傷病手当金の額とで調整となります。（傷病手当金の日額が、年金額の360分の1より多い場合は、差額を支給）
- 仕事中、通勤中に生じた病気やケガは、労災保険の対象となるため、傷病手当金の対象外です。

**支給額の
計算方法**

支給総額

=

支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の
各月の標準報酬月額平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給
日数

支給開始日とは、
その病気・ケガにつ
いて、一番最初に傷
病手当金が支給され
た日のことです。

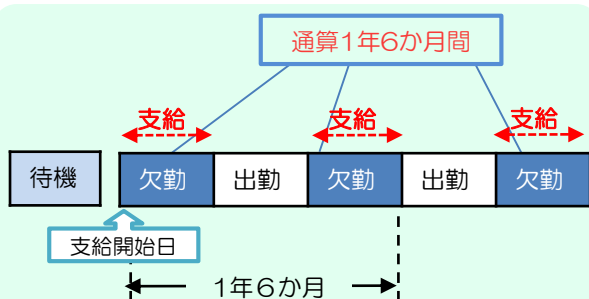


支給開始日の属する月以前の期間が12か月に満たない場合は、次の①②のいずれか低い方の額を使用します。

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額平均額
- ② 平成31年3月31日までは28万円、平成31年4月1日以降は30万円
（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

支給期間 （2022年1月1日付制度改正後）

支給開始日から、通算して1年6か月の期間まで、支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



**退職後の
継続給付**

次の、①～⑥をすべて満たす場合は、退職後も引き続き、傷病手当金を受けることができます。（支給開始日から通算1年6か月の範囲内）

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者であること（任意継続は除く）
- ② 退職日の前日までに連続して3日以上療養のために休業し、退職日も休業していること
- ③ 失業保険を受けていないこと（併給不可）
- ④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること（断続しての受給は不可）
- ⑥ 傷病手当金の日額が、老齢（退職）・障害年金の日額よりも多いこと（傷病手当金の日額が、年金額の360分の1より多い場合は、差額を支給）

提出書類

傷病手当金支給申請書 ※出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。

ご確認ください！

【添付書類】

- 支給開始日の属する月までの12か月間に「勤務先が変更した場合／定年再雇用等で保険証の番号が変更した場合／退職後に任意継続被保険者になった場合（ただし協会けんぽに加入していた場合に限る）」または「解散した健康保険組合に加入していた期間がある場合」
→ 以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間を記載した書類
- ケガ（負傷）の場合 → 負傷原因届
- 年金・労災保険の受給がある場合 → 年金証書のコピー、休業補償給付決定通知書のコピー等



申請期限：労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内